## 発達した低気圧災害防止措置

区分	発令基準	実施事項
注意喚起	発達した低気圧が接近し、気象庁から 瀬戸内海に海上風警報(風速 13.9m/s 以上 17.2m/s 未満)が発表され現にそ の状態である、又は 24 時間以内にその 状態になると予想される場合	<ul><li>1 最新の気象情報等を収集し、発達した低気圧の動向等に留意する。</li><li>2 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。</li></ul>
第1警戒体制 (準備体制)	発達した低気圧が接近し、気象庁から 瀬戸内海に海上強風警報 (風速 17.2m/s以上24.5m/s未満)が発表さ れ現にその状態である、又は24時間以 内にその状態になると予想される場合	<ul> <li>1 フェリー及び旅客船は、運航を中止する場合があることを利用者等に周知する。</li> <li>2 貨物船及び危険物積載船等は、安全に避難できる時間を考慮して、実施中の荷役等の中止を判断し、荒天準備を整え、必要に応じて直ちに運航できるよう措置する。</li> <li>3 作業船、艀等は、荒天準備を整え、安全な場所へ避難する。</li> <li>4 漁船及びプレジャーボート等の小型船舶は、安全な場所に避難、係留強化、陸揚げ固縛等の荒天準備を整え、流出防止措置を執る。</li> <li>5 木材、資機材等の流出防止措置を執る。</li> <li>6 総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。</li> </ul>
第2警戒体制 (避難勧告)	発達した低気圧が接近し、気象庁から 瀬戸内海に海上暴風警報 (風速 24.5m/s以上32.7m/s未満)が発表さ れ現にその状態である、又は24時間以 内にその状態になると予想される場合	1 フェリー及び旅客船は、運航中止予定を利用者等に周知する。 2 船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制を執る。 3 総トン数 1,000 トン以上の船舶及び危険物積載船は、速やかに港域外に避難する。 4 総トン数 1,000 トン未満の船舶は、離岸して安全な場所に避難する。 ただし、堪航性の不十分な船舶等は、係留強化等による避難を可とする。 5 小型船舶は、安全な場所への避難、係留強化等の流出防止措置を完了する。 6 木材、資機材等の流出防止措置を完了する。 7 船舶は、避難の妨げとなる航路及び港の出入口付近に停泊してはならない。
解除	瀬戸内海に発表された発達した低気圧 に係る気象予報が解除されたときに発 令する。	<ul><li>1 係留施設の情報等を入手し、安全を確認して入港する。</li><li>2 吹き返しによる突風、漂流物等に注意して入港する。</li></ul>

- 注) 1 港内在泊船等は、上記措置によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。
  - 2 VHF 搭載船は、国際 VHF16ch を聴守すること。
  - 3 AIS 搭載船は、常時 AIS を作動させ、適正な入力を行うこと。